

太陽光発電施設の設置・運営基準に関するガイドライン等を求める要望決議

人類は、18世紀の産業革命以来、科学・技術の進歩が著しく進み、便利な暮らしを追求するあまり、石油・石炭などの化石燃料使用により、オゾン層を破壊し、自然・地質・気象を含めた地球環境を蝕んできた。

その元兇である二酸化炭素の排出を押さえるため、国連が中心になり1992年の国連気候変動枠組条約を締結、地球環境を話し合う国連気候変動会議も開催され、京都議定書による排出削減目標を設定するに至った。

政府は、世界をリードすべく再生可能エネルギー導入に向け動き出した。すなわち、平成24年7月に固定価格買取制度を開始し、昨年7月には、「長期エネルギー需給見通し」を発表、日本における2030年のエネルギーミックスで、太陽光発電による電力構成を7.0%程度と設定、「安全性、安定供給、経済効率性および環境適合に関する政策目標を同時達成する中で、徹底した省エネルギー（節電）の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減する」とあり、買取価格を下げている現状でも、地球温暖化防止のため火力発電と非常に危険な原子力発電への依存を小さくする目標を掲げている。

広川町議会もこの政策に賛同し、今後も再生可能エネルギー導入の中心となる太陽光発電をもっともっと増やす必要があると考えるが、家屋の屋根等の建築物に設置する太陽光発電は別にしても、長閑な住宅地の農地や雑種地に自然景観や快適な住環境を阻害する要素の事業用太陽光発電施設に対して何らかの設置・運営基準を示したガイドラインを策定すべきである。

既に大規模な太陽光発電施設設置計画に対し、個別法では確かに規制をしている。

国策として、進めなければならない再生可能エネルギー導入は、あくまでも「安心・安全の住み良いまちづくり」に寄与し、生活影響の保護や災害発生リスクをなくす必要を急務と考え、加えて、広地域の一部が国から「歴史的風致維持向上計画」認定を受けたところであり、この地域への事業用太陽光発電施設の設置を規制する景観条例制定が必要である。

また、町全域を対象に発電事業者に対し、事業用太陽光発電施設の設置・運営基準に関するガイドラインを策定し、住民の安心・安全に加え、住みよい町づくりが実現できるようにすべきである。

以上、決議する。

平成28年12月20日

和歌山県有田郡広川町議会